

記入例・実地研修を都受入先施設で希望する場合

# 承諾書

(実地研修を都受入先施設で希望する場合)

公益財団法人東京都福祉

実地研修を「都受入施設」で希望する場合必ず提出する必要があります。  
それぞれの受講希望者分の「承諾書」を作成・提出する必要があります。

わたしは、「東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（不特定多数の者対象）」の申込に際し、下記事項について確認し承諾いたします。

記入日 令和3年 7月20日

受講希望者所属事業所名： 特別養護老人ホーム 東

所属施設代表者名： 介護 一郎

受講希望者氏名： 財団 太郎

施設印又は  
代表者印(私  
印を除く)

受講希望者  
本人の認印

各確認事項について必ずお読みください。確認欄に☑を記入の上、署名・押印をお願いいたします。

No.	確認事項	確認欄
1	実地研修を1行為以上自施設又は同法人内他事業所で実施できる場合は「都受入先施設」への申込はできません。	✓
2	高齢者施設・事業所に所属し、基本研修（講義・演習）から受講する者以外は「都受入先施設」への申込はできません。	✓
3	介護福祉士養成課程（養成施設、実務者研修、福祉系高校等）において「医療的ケア（講義及び演習）」を履修・修了している者は、「都受入先施設」への申し込みはできません。	✓
4	「都受入先施設」では、「口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」の3行為以外の実地研修は行えません。	✓
5	「口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引」については「通常手順」以外の実地研修は行えません。	✓
6	受入枠が少人数のため、希望者多数の場合は受講できない場合があります。	✓
7	今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、受入先施設での受入が困難となり、実地研修が中止となった場合、実地研修は未修了となり、基本研修（講義・演習）のみの修了となります。	✓

※ 承諾書の提出がない場合は受付できません。